

第 3 3 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市会議長（以下「実施機関」という。）が、本件各審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 平成30年 9月27日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

2018.9.14-9.27 生活の党と名古屋のなかまたち 減税日本庶民革命 政務活動費とく促返還を求める措置がわかるもの（電話でのとく促の記録も含む）

(2) 同年10月10日、実施機関は、本件公開請求①に対して、「債権管理台帳（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書①」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年10月12日、審査請求人は、本件処分①を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

(1) 平成30年10月 5日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

2017年度政務活動費自由民主党名古屋市議員団 領収書等貼付用紙
9171121002整理番号

(2) 同年10月12日、実施機関は、本件公開請求②に対して、「平成29年度政務活動費 領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書②」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年10月15日、審査請求人は、本件処分②を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求③について

(1) 平成30年10月12日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

2018.9.28-2018.10.12 生活の党と名古屋のなかまたち 減税日本庶民革命 政務活動費とく促返還を求める措置がわかるもの
債権管理台帳も含む（メモ記録）2018.9.1-10.12

(2) 同年10月25日、実施機関は、本件公開請求③に対して、「債権管理台帳（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書③」という。）を特定し、「2018.9.28-2018.10.12 生活の党と名古屋のなかまたち 減税日本庶民革命 政務活動費とく促 返還を求める措置がわかるもの」（以下「本件対象文書」という。）は存在しないとして、一部公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年10月30日、審査請求人は、本件処分③を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

第4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

本件行政文書①に記載されている債務者との交渉に係る記録（以下「本件情報①」という。）は、市の機関等が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであるため、条例第7条第1項第5号に該当する。

(2) 審査請求②について

本件行政文書②に記載されている個人の氏名、住所及び印影（以下「本件情報②」という。）は、個人の職業、社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

(3) 審査請求③について

ア 本件行政文書③に記載されている本件情報①は、市の機関等が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

イ 本件対象文書は、取得又は作成しておらず、存在しない。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 本件情報①は、債務者との交渉の経過の年月日及び記録であり、実施機関が行う債権管理に係る業務に関する情報であるため、「市の機関等が行う事務に関する情報」である。

イ 本市では、債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平を確保することを目的として、名古屋市債権管理条例（平成23年名古屋市条例第16号。以下「管理条例」という。）を制定しており、債権の適正な管理のために、管理条例第 4 条には管理台帳を整備することが規定されている。

ウ 債権管理台帳には、債権金額や債務者の氏名・住所、債務の履行の履歴、債務者との折衝内容、催告過程など、債権を適正に管理する上で必要な事項を記載している。

これらの情報が公開されれば、債権を回収するための調査の手法、方針、頻度、範囲等の判断基準等が明らかになり、これらの情報が債務者や第三者に公になることで、債務から逃れるための対抗策等が講じられるおそれがある。

エ また、これらの情報は外部に公開されないことを前提として記載しているため、公開されると、債務者や第三者の信頼を損ない、今後自主的に債務者の収入や資産等の状況の開示、申告がされなくなるおそれが高くなる。

オ よって、本件情報①を公開すれば、債権管理の適正化を阻害することとなり、「公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

カ 以上より、本件情報①は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

(2) 審査請求②について

ア 本件情報②は、名古屋市会における会派から政務活動補助員として雇用された個人に関するものであって、雇用関係や居住関係について特定の個人を識別することができるものであるため、「個人の職業、社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

イ なお、本件情報②は、被雇用者である個人に関する情報であるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に規定されている「事業を営む個人の当該事業に関する情報」には該当しない。

ウ また、個人の職業や住所、氏名といった情報は、個人の私生活と密接にかかわる情報であり、公開されれば私生活の平穏が害されることは明らかである。さらに、本件情報②は、名古屋市会における特定の会派から政務活動補助員として雇用された者に関する情報であるため、その者の支持する政党や議員、あるいは政治的な思想を推測させ得るものである。

エ よって、本件情報②は、一般的な場合における職業等に関する情報以上に「他人に知られたくない」と考えるのが通常であり、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当する。

オ 以上より、本件情報②は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

(3) 審査請求③について

ア 管理条例第 4 条では、債権を適正に管理するため、債権管理台帳を整備することが規定されている。

イ 実施機関は、本件公開請求③が、別の 2 つの会派に関する請求であったことから、それぞれ別の債権管理台帳を特定し、2018 年 9 月 1 日から 10 月 12 日までの期間における債務者との交渉の経過を記載した部分を、本件公開請求③を満たす行政文書として特定したものである。したがって、実施機関の行政文書の特定に瑕疵はない。

ウ 審査請求人は債権管理台帳の件数が多すぎると主張するが、債権管理台帳は債務者との交渉の経過を継続的に記載していくものであり、請求期間に行った交渉の記録が記載された 1 枚の行政文書の中に、請求期間外に行った交渉の記録が記載されていることもあり得ることであり、本件処分③のように複数枚の行政文書が特定される場合もある。また、債権ごとに 2 つの債権管理台帳を整備しているため、2 つを同時に管理することもあり得る。

エ 以上より、本件処分③は妥当である。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

(1) 審査請求①について

本件処分①のうち、非公開とした部分を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審査請求②について

本件処分②のうち、住所・氏名を非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求③について

本件処分③のうち、本件行政文書③は請求した債権管理台帳と異なる。債権管理台帳を特定して公開することを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求人が審査請求書で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求①について
事務執行に支障をきたさない。

イ 審査請求②について
不正が多発しているため、公開すべきである。

ウ 審査請求③について
債権管理台帳の件数があまりにも多すぎる。

(2) 上記 (1)に加え、審査請求人が口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 実施機関は適切に催告をしていないと認識している。催告をしていないのに本件行政文書①及び③が黒塗りされているのはおかしい。催告をしていないことを隠している。

イ 本件行政文書③について、催告を行っていないのに、10行20行も黒塗りされているのはおかしい。債権管理台帳を特定して公開するべきである。

ウ 政務活動費は公金である。本件情報②が黒塗りになっていては、お金の流れが分からない。不正が行われているケースも多いと思われるため、公開すべきである。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 3点が争点となっている。

(1) 本件情報①が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否か。

(2) 本件情報②が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。

(3) 本件公開請求③の対象となる行政文書として、本件行政文書③を特定したことが妥当か否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の

保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

- (1) 政務活動費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 100条第14項、15項及び16項に基づき、名古屋市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年名古屋市条例第 1号。以下「政務活動費交付条例」という。）の定めるところにより、名古屋市会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市長から、議会における会派に交付されるものである。
- (2) 政務活動費交付条例第 5条第 1項では「政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により議長に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者は、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。」と規定され、政務活動費の交付を受けた各会派代表者は、毎年、前年度の交付に係る政務活動費について、収支報告書及び領収書等の写しを議長に提出する。
- (3) また、政務活動費交付条例第 6条では「市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第 4条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる」と規定し、市長は、政務活動費に残余がある場合は、返還を命ずることができるほか、第 8条で「議長は、第 5条第 1項の規定により提出された収支報告書等について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定し、議長は、必要に応じて収支報告書及び領収書等について調査を行うことができるとしている。
- (4) 議長は、政務活動費交付条例第 6条の規定に基づき、2つの会派に交付された政務活動費について調査を行った。その調査結果を踏まえ、市長は、

平成27年 5月から6月に 2つの会派に対して、それぞれ返還を命じている。

(5) 本件行政文書①及び③は、上記(4)により生じた債権について、実施機関が上記第 4 2 (1)イで述べる通り、債権管理条例第 4条に基づいて作成した行政文書である。当該文書には、実施機関が上記第 4 2 (1)ウで述べるような情報が記載されており、債務者と交渉した日時や交渉の概要等の本件情報①も記載されていることが認められる。

(6) 本件行政文書②は、自由民主党市会議員団が議長に提出した、平成29年度の交付に係る政務活動費についての収支報告書及び領収書等のうち、政務活動補助職員給与に係るものである。

(7) 本件行政文書②は、主に、領収書等貼付欄並びに政務活動費の使途及び充当額等の記入欄で構成されているが、貼付された領収書（以下「本件領収書」という。）には、領収書発行者の住所及び氏名等の本件情報②が記載されていることが認められる。

4 本件情報①の条例第 7条第 1項第 5号該当性について

次に、本件情報①が、条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①は、上記 3 (5)のとおりであることから、本市が行う事務事業に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報①を公開すると、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

ア 本件情報①は、第 4 2 (1)ウにおいて実施機関が主張するように、債務者の氏名、債務者との折衝内容、催告過程等の情報であり、債権を適正に管理する上で必要な事項であることが認められる。

イ これらの情報を公にした場合、債権を回収するための調査の手法、方

針、頻度、範囲等の判断基準が明らかになり、債務から逃れるための対抗策等が講じられるおそれがあるとの実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

(4) したがって、本件情報①は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

5 本件情報②の条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

まず、本件情報②が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報②は、上記 3 (7) のとおり、個人の住所及び氏名に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

(3) また本件行政文書②には、上記 3 (6) のとおり、個人の給与を明らかにするものであることから、本件情報②は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められるほか、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではないと認められる。

(4) したがって、本件情報②は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

6 本件公開請求③の対象となる行政文書として、本件行政文書③を特定したことが妥当か否かについて

(1) 債権管理台帳は、実施機関が上記第 4 2 (3) ウで主張するとおり、債務者との交渉の経過を継続的に記載していくものであり、請求期間に行った交渉の記録が記載された 1 枚の行政文書の中に、請求期間外に行った交渉の記録が記載されていることもあり得ることである。実際に、当審査会が見分したところ、本件行政文書①及び③は、時点や対象となった頁に違いが認められるものの、同一の行政文書であり、審査請求人が本件公開請求③で請求したと主張する債権管理台帳であると認められる。

(2) したがって、実施機関が、本件公開請求③に対して、本件行政文書③を特定したことは妥当である。

7 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4、5及び 6において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①について

年 月 日	内 容
平成30年10月25日	諮問書の受理
12月27日	弁明書の受理
平成31年 1月16日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(2) 審査請求②について

年 月 日	内 容
平成30年10月25日	諮問書の受理
12月27日	弁明書の受理
平成31年 1月16日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(3) 審査請求③について

年 月 日	内 容
平成30年11月15日	諮問書の受理
平成31年 2月13日	弁明書の受理
2月19日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 3年 5月28日 (第22回第 3小委員会)	調査審議
6月25日 (第23回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第23回第 3小委員会)	調査審議
7月30日 (第24回第 3小委員会)	調査審議
9月 2日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人